

## 第3章 計画の基本的な考え方・構成

### 1 基本理念

中・長期的な展望に立って施策を推進するために、前計画の基本理念及び基本目標を継承しています。

#### 誰もが自分らしく暮らせるまち しびや

##### 【基本理念に込めた思い】

- ▶ 障がいの有無に関わらず、すべての人がこの計画に関心をもって、考えて欲しいという思いから「誰もが」という言葉を使用しました。
- ▶ 地域のなかで安心して健やかな日常生活を送り、のびのびと育ち、学び、やりがいのある仕事や趣味、遊び、様々な活動に参加し、やりたいこと・できることを実現していける「自分らしく暮らせるまち」をつくりたいという思いを込めました。
- ▶ 誰にとってもやさしくオープンで、ぬくもりのあるまちのイメージを、ひらがなの「しびや」に託しました。

### 2 計画で進めること

#### (1) 基本目標

基本理念に掲げた「誰もが自分らしく暮らせるまち しびや」の実現に向け、本計画は、次の3つを基本目標に設定します。

##### 基本目標1 自己決定を支える相談体制をつくります

自分らしい暮らしを描き実現していく主体は、当事者自身です。当事者と家族を総合的に支援していくには、当事者、家族、支援者がともに考え、協力しあう相談体制をつくっていくことが重要です。

##### 基本目標2 ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します

乳幼児期、児童期から青壮年期、高齢期へと移行するなかで、子育て、教育、就労、介護のように関わる制度や支援体制が変わる一方、本人や家族の生活に切れ目はありません。ライフステージを通じて、暮らしの場や通い先を確保し、生活行動を円滑につないでいくことも必要です。

##### 基本目標3 互いを理解し支え合う地域づくりを進めます

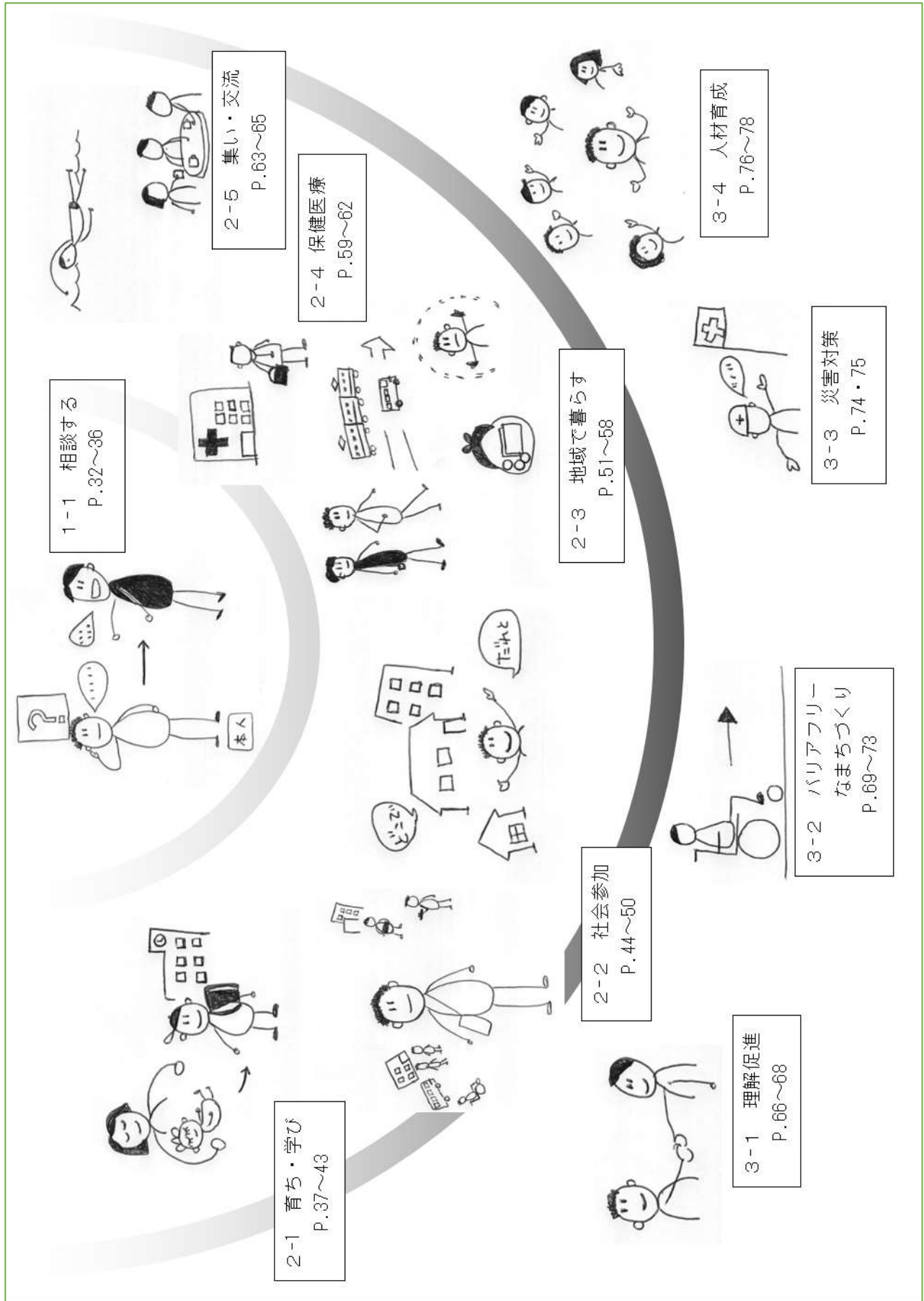
誰もが自分らしく暮らしていくためには、生活の安全の確保、バリアフリーな環境とともに、地域で暮らす一人ひとりが自分を大切に、互いを尊重する社会づくりが、最も重要な基礎となります。障がいの有無にかかわらず、互いに支え合うための地域活動を一層推進していきます。

## (2) 施策体系

「誰もが自分らしく暮らせるまち しぶや」の実現に向けて、3つの基本目標を達成していくために、以下の施策体系に基づき具体的な取組を進めます。

基本理念	基本目標	施策区分	主な取組
誰もが自分らしく暮らせるまち しぶや	基本目標 1 自己決定を支える相談体制をつくります	1-1 相談する	(1) 相談支援体制を充実させます。
			(2) 基幹相談支援センターの機能を充実します。
	基本目標 2 ライフステージに沿った切れ目のない支援を実現します	2-1 育ち・学び	(1) 障がいへの早期対応を進め、心身の発達・成長に寄り添います。
			(2) 療育や保育の内容を充実させます。
			(3) 一人ひとりの子どもにあったきめ細やかな教育を実施します。
			(4) 保護者の負担を軽減するサービスを充実させます。
		2-2 社会参加	(1) 通所施設・サービスの機能を充実していきます。
			(2) 福祉的就労の機会を確保し、仕事を広げていきます。
			(3) 一般企業等による雇用や働きやすい環境づくりを促進します。
			(4) 移動や行動の支援を充実させます。
		2-3 地域で暮らす	(1) 暮らしの場を確保していきます。
			(2) 日常生活を支えるサービスを提供します。
	(3) 経済的負担の軽減を図ります。		
	(4) 成年後見制度の活用を進めます。		
	(5) 地域で暮らし続ける体制をつくります。		
	2-4 保健医療	(1) 保健事業の実施・活用を進めます。	
(2) 医療的な支援やリハビリテーションの体制を充実させます。			
(3) 感染症への備えを行います。			
2-5 集い・交流	(1) 文化芸術活動・生涯学習・スポーツの機会を充実させます。		
	(2) 参加・交流のための「集いの場」をつくります。		
基本目標 3 互いを理解し支え合う地域づくりを進めます	3-1 理解促進	(1) 障がいを理由とする差別の解消を推進します。	
		(2) 障がいへの理解、こころのバリアフリーを促進します。	
	3-2 バリアフリーなまちづくり	(1) 街や建物のバリアフリー化を推進します。	
		(2) 情報のバリアフリーを推進します。	
	3-3 災害対策	(1) 災害への備えを進めます。	
	3-4 人材育成	(1) 人材の育成・確保を進めます。	
(2) 資質向上・定着のための取組を行います。			

### (3) 計画の見取り図



## (4) 基本的視点

基本理念や基本目標を実現するために、以下の3つを基本的視点として本計画を推進していきます。

### 視点1

#### 自分らしさを大切にしながら、障がい特性等に配慮した きめ細かい支援

一人の区民として自分らしく暮らすことができるように、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障がい等、様々な障がいの特性、障がいの状態、生活実態、年齢、性別等を配慮しつつ、きめ細やかな支援を行います。

特に、相談支援事業については、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な機関につなげるために、各相談支援機関その他関係機関の連携を強化します。

### 視点2

#### 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人が、それぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、保健、医療、子育て、教育、就労、介護など各分野の連携体制を構築し、ライフステージや生活の状況の変化に対応した総合的な切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って、障がいのある人の家族等への支援も行います。

### 視点3

#### アクセシビリティの向上

2011年に改正された障害者基本法は、「障がいのある人が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心身の機能の障がいのみでなく、社会の中にある様々な社会的障壁と相対することによって生ずるもの」という「社会モデル」の考え方に基づいています。

こうした考え方に照らして、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に向けた取組を進め、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化を推進することにより、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）の向上に努めます。